

審 議 経 過

（１）障害者計画および障害福祉計画について

（事務局）

- ・ 障害福祉に関して市町村が作る計画には２種類あります。一つは「障害者計画」、もう一つは「障害福祉計画」です。
- ・ 障害者計画や障害福祉計画と聞いても普段耳にされる機会はないと思いますので、はじめに市町村が策定する障害者計画と障害福祉計画についてご説明します。
- ・ 現在の障害者計画は「第３次伊万里市障害者計画」といい、平成２７年３月に策定しています。計画期間は平成２７年度から令和２年度末までの６年間です。
- ・ 第３次という名が示しますように、これまでに３回策定してきました。最初の第１次計画は平成１９年３月に策定しています。
- ・ 障害福祉計画は、第１期から５期まで５回策定をしてきた経緯がありますが、現在の第５期計画は平成３０年３月に策定しており、計画期間は先ほどの障害者計画と同じ令和２年度末までです。ただし、こちらは３年間とより短い計画期間となっています。
- ・ 「障害児福祉計画と一体的に策定」と書いていますが、これは、以前は障害福祉計画は１８歳以上の障害者について記載していればよかったのですが、児童福祉法が改正され、１８歳未満の障害のある方についての計画策定が求められるようになりましたので、障害福祉計画に障害児福祉の内容も含めるかたちで、障害児福祉計画と一体的に策定しています。
- ・ このように両計画が令和２年度をもって終了することから、第４次となる障害者計画と、第６期となる障害福祉計画を新たに策定することとしています。
- ・ 計画策定の根拠としては、障害者計画は障害者基本法の第１１条に「市町村は、障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない」と規定されています。
- ・ ポイントは、障害福祉を計画的に推進し、障害のある人の自立と社会参加を促進するための計画を市町村は策定しなければならないということと、国の障害者基本計画や県の障害者計画に即して策定するという２点です。
- ・ 留意しなければならないのは２点目であり、県や市町村が作る障害者計画とは別に国では「障害者基本計画」を策定されますが、障害者計画を作る際は、この障害者基本計画や県の障害者計画に沿って策定することが求められています。
- ・ 「障害福祉計画」の根拠法は障害者総合支援法です。
- ・ 障害者総合支援法第８８条のポイントは、市町村は障害福祉サービスの提供体制の確保とサービスの円滑な実施に関する基本的な事柄を定めることと、国が示す基本指針に即して作成することの２点です。
- ・ このように、概念の上ではそれぞれの計画の役割は別ですが、障害福祉施策の推進を図るための計画という点に変わりはありません。

- ・まとめますと、障害福祉施策の基本的な方向性を定める障害者計画と、具体的な障害福祉サービスの実施について定める障害福祉計画というものがあるということ、そして今回は第4次となる障害者計画と第6期となる障害福祉計画を策定するという、の2点をまずはご理解いただけたらと思います。

（２）第3次障害者計画および第5期障害福祉計画の期間における概況

（事務局）

- ・現在の第3次障害者計画がスタートした平成27年度以降の本市の状況と、計画期間の振り返りについて申し上げます。
 - ・資料では市内の人口と障害者手帳の所持者数の推移をお示ししています。
 - ・市内の総人口は減少し続けており、平成27年度から令和2年度までの5年間で約2,300人の減となっています。
 - ・障害者手帳を持っている市民の人数は横ばいで推移しています。人口は減少しているのに対し手帳を持っている人は減っていませんので、手帳所持者の割合は徐々に増加している傾向にあります。
 - ・資料では手帳の種類ごとの人数の推移を示しています。身体障害者手帳所持者は年々減っているのに対し、療育手帳と精神保健福祉手帳所持者は徐々に増えています。
 - ・この資料からは見て取れませんが、身体障害者手帳の所持者が減少する中、内部障害だけは増加を続けています。
 - ・精神障害の方の人数が増えていたと申しましたが、内部障害の方も増えているという現状を含めると、今後は外見から障害があると分からない人の割合が増えていくのではないかと推測されます。
-
- ・資料の次のページでは、市内の主だった障害福祉サービス事業所の数を示しています。
 - ・第3次障害者計画が始まった平成27年度ではここに示す事業所の総数は31でしたが、令和2年度では約2倍となる60事業所にまで増えています。
 - ・特に増加したのは、グループホームと、児童発達支援、放課後等デイサービスです。
 - ・背景としては、施設入所から地域での自立した生活への移行を進めようという国の考えもあり、グループホームのニーズの高まりがあったこと、そして、未就学児の健康診断のスクリーニングにおける発達が気になるとされる児童の増加と、それに伴う療育のニーズの高まりに応じるかたちで、少しずつ市内でも受け皿の整備が進んできたと言えるのではないのでしょうか。
-
- ・次に、障害福祉サービス及び障害児向けの福祉サービスを利用している人数の推移と、市の障害福祉に係るコストの推移をお示ししています。

- ・サービス利用者は年々増えています。サービス利用者のうち障害者は平成 27 から令和 1 年度までの間に約 1 割増加していますが、障害児のサービス利用者の伸びはさらに著しく、同じ期間で 3 倍近くにまで増加しています。
 - ・本市の障害福祉に係るコストの推移については、前のページで事業所が増えていると述べましたが、それに伴い利用者も増えており、それに応じてコストも年々増加しているということが見て取れます。
 - ・障害福祉の充実を図ることは当然ですが、その一方で、こうした大幅なコスト増が生じているということも課題として念頭に置いておくべきことであります。
-
- ・次のページからは、第 3 次障害者計画に載せている目標と、現時点での達成度を示しています。第 3 次障害者計画では全部で 38 項目の目標を掲げています。
 - ・資料ではその実績を表で示しており、目標値に対する達成度を○・△・×で示しています。
 - ・○は達成したもの、△は目標値には届かなかったものの、数値目標に対する達成率が 50% 以上のもの、×は達成率 50% 未満のものになります。
 - ・目標値は令和 2 年度末の数字であり、現時点では正確に達成度を図ることはできませんので速報値としてご覧ください。
 - ・なお、第 3 次障害者計画では 7 分野に分けて目標を設定していました。「啓発・広報」と「生活支援」、「生活環境」、「教育・育成」、「雇用・就業」、「保健・医療」、「情報・コミュニケーション」です。
 - ・項目が 38 ありますので個別の説明は割愛しますが、全体の傾向を申しますと全 38 項目中、達成状況○が 22、△が 12、×が 4 です。
 - ・割合としては○が 57.9%、△が 31.6%、×が 10.5%となりますので、途中経過ではありますが○と△を合わると 89.5%となりますので、全体としてはまずまずの達成度ではないかと思います。
 - ・ただ分野別に見ますと、生活環境と教育・育成の分野が、○の割合が比較的低いようですので、単純には言えませんが、今後はこうした分野の重要度が比較的高いのではないかと分析されます。
-
- ・第 5 期障害福祉計画でも同じように目標を掲げていますので、現時点での達成状況についてご紹介します。
 - ・第 5 期障害福祉計画では 5 分野で計 9 つの目標を設定しています。
 - ・1 つ目は「施設入所者の地域生活への移行」です。こちらは施設に入所している人が、自宅やグループホームに住まいの場を移し、地域生活へ移行することを目標としています。
 - ・2 つ目は「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」です。これは介護分野で進められてきた地域包括ケアという仕組みを精神障害の分野にも当てはめようというものであり、障害福祉のほか保健や医療の関係者も交えた協議の場を設置することを目標としていたものです。

- ・3つ目は「地域生活支援拠点の設置」です。地域生活支援拠点というものは聞きなれない言葉かと思います。これは障害の重度化や高齢化、親亡き後などを見据えて、支援が切れ目なく提供できる体制を整備するというものです。伊万里・有田地区では平成30年度に整備完了しています。
 - ・4つ目は「障害者施設から一般就労への移行」です。これは就労支援事業所や就労移行支援事業所を利用している方のうち、一般就労へ移行する人を増やしていこうという目標です。
 - ・5つ目は「障害児支援の提供体制の整備」です。児童発達支援センターや保育所等訪問支援事業所を利用できる体制を整備することや、精神障害と同じように保健や医療、保育、教育分野との連携による協議の場を設置することを目標としていたものです。
 - ・全体を見ますと、9つの目標のうち達成状況○のものが6、△が1、×が2という途中経過です。大まかな成果としては、○と△を合わせて77.7%の達成率となります。
 - ・計画書に掲げた目標値の達成状況は以上です。
-
- ・続いて、本年度、市民アンケートを実施していますので速報値をご報告します。
 - ・アンケートの対象は、市内にお住まいの18歳以上の身体・療育・精神障害者手帳をお持ちの方と、18歳未満の障害者手帳を持っている児童生徒を養育する保護者の方です。
 - ・対象者のうち無作為に抽出した800人に郵送でアンケートを郵送しました。
 - ・また、指定難病患者の方も障害福祉サービスの対象でありますので、難病の方にも意見をお伺いするため、伊万里保健福祉事務所のご協力により、保健福祉事務所の窓口に手続きにお見えになった方へ同じ内容のアンケートを配布しています。
 - ・アンケートはいつたんの〆切を8月20日としています。昨日8月25日時点での回答数は419、回答率は48.7%です。
 - ・現在もアンケートの回答が返送されてきている状況ですので、今後、回答率は若干伸びるものと思います。
 - ・本日は速報値として、8月10日までに提出された370の回答をもとに、一部の設問の結果をご紹介します。
 - ・アンケートの設問のうち、障害福祉のまちづくりに対する満足度を調査していますので、その結果をお示しています。
 - ・例えば「市民の障害者に対する理解は進んでいると思いますか」という設問に対し、平成26年度の結果と今年度の結果を並べて書いています。「満足」と答えた人は3%と変わらず、「やや満足」は7%から4%へと減っています。対して「やや不満」は16%から9%、「不満」は9%から7%へとそれぞれ減っています。
 - ・今回の調査では、新たに「わからない」という選択肢を設けたので、前回調査との単純比較がややできにくくなりましたが、「満足」と答えた人の割合は変わりませんが、明確に「不満」とした人も減っていますので、市民の障害に対する理解度は若干、改善していると言えるのではないかと、この設問からは分析できます。

- ・同じように 9 つの設問についての回答結果を書いています。項目が多いので、詳細は後でご覧ください。
 - ・全体の傾向を見てみますと、すべての設問において明確に「不満」「やや不満」と答えた人の割合は減っています。このことはよい成果として受け取ってよいのではないかと思います。
 - ・ただし、「満足」「やや満足」と答えた人の割合は横ばいでありますので、満足度という観点からは、必ずしも向上には至っていないということもできます。
-
- ・続きまして、第 3 次障害者計画がスタートした H27 年度から現在に至るまでの、国内の法令等の策定状況を示しています。
 - ・委員の皆さまのうち日頃から障害福祉に関係されている方は既にご存じの内容かと思えますので、こちらは参考としてご覧ください。
-
- ・この項目の全体的なまとめとしまして、第 3 次障害者計画及び第 5 期障害福祉計画を振り返っての課題を 9 項目挙げています。
 - ・まず「障害の重度化、障害者や介護者の高齢化に伴う障害福祉サービス等の利用増」です。資料のグラフ等でお示ししたとおりですが、今後、さらなるコスト増や施設の不足等の発声が懸念されます。
 - ・次に挙げているのは「相談支援専門員の確保」です。障害福祉サービスの利用が増えれば、当然、利用計画を作る相談支援専門員も増えなければいけないのですが、指定相談支援事業所も増えてはいますが利用者の増ほど増えてはいませんので、相談支援専門員一人当たりが抱える案件が増加し、大きな負担となっています。
 - ・次に「医療的ケア児者の増加」です。医療的ケアとは、人工呼吸器や在宅酸素療法、経管栄養などの医療行為を日常的に使用しながら生活している状態のことを指しますが、こうした医療的ケアが必要な人を支援するには看護師、特に人工呼吸器や吸引、吸入の経験が豊富な看護師が求められますが、障害福祉事業所には看護師が配置されている例は少なく、サービスを利用しようにも受け入れ先がなかなか確保できないという点が全国的に問題となっています。
 - ・次に「専門的人材の確保」です。先ほどの相談支援専門員や看護師の例にも関連しますが、そのほかにも、在宅での生活を支援するホームヘルパーや外出を支援するガイドヘルパー、聴覚障害者を支援する手話奉仕員など専門的なスキルを持つ人材を、人口が減少していく中でどのようにして確保していくのかは大きな課題と考えています。
 - ・次に「発達に支援が必要な児童への対応と家族支援」です。児童通所支援などにより、発達に支援が必要な児童へ療育の場を提供することはもちろんですが、発達障害ではないかとされている児童でも、実は発達障害ではなく愛着障害といわれる状態の児童も多いという考えもありますので、家族支援として、県が進めているペアレントトレーニング等にも取り組んでいく必要性を感じるところです。

- ・次に「障害福祉以外の分野との連携体制の充実」です。これは精神保健福祉や医療的ケア児者への支援では既に進められている取組みではありますが、まだまだ十分ではありません。現在は、障害、保健、医療といった分野の関係機関がそれぞれに支援を行っている状態にあります。これは行政だけに限らず、事業所や関係機関全般に言えることだと思いますが、分野ごとに独立した支援では、なかなか円滑な支援に繋がりませんので、分野の枠を越えて連携するための協議の場が今後も重要になるのではないかと思います。
- ・次に「障害者虐待防止や権利擁護」です。市内においても、年に数回、障害者虐待の通報が市や県に寄せられています。比較的多いのが、施設従事者による虐待の疑いであり、残念ながら、毎年、どこかの事業所に立入調査を実施している現状にあります。障害者虐待防止法を例に出すまでもなく、特に留意する必要があると考えます。
- ・次に「災害時における要配慮者への理解促進・障害特性に配慮した避難所での受入」です。県内では、ここ数年、毎年のように自然災害が発生しており、我々行政も災害発生箇所の補修等のほかに、避難所の運営等に特に苦慮しています。要配慮者への支援が求められていますが、避難所のスペースや資材に限られる中、どのように安全な避難の場を確保していくのかは今後も課題になっていくものと思われます。
- ・最後に挙げているのは、先ほどのアンケートでも明らかになりました「障害福祉施策への満足度」です。不満を感じている人が減ったことはこれまでの計画の成果として、次の計画では満足を上げていくことを目指していくことができたかと考え、最後に挙げています。

(委員A)

- ・障害福祉計画の目標のうち「障害児支援の提供体制の整備」の児童発達支援センターが未設置となっているがいかななものか。そもそも児童発達支援センターどのような機能を持つ施設なのか。

(事務局)

- ・療育を提供する施設という点では児童発達支援と変わるところはありませんが、特徴的な機能としては地域の療育の中心的な拠点であるという点です。
- ・児童発達支援センターの設置には苦慮しており、設置基準を満たす施設の整備や専門職員の確保がハードルとなり、市単独での整備は困難な状況です。本市でそうした機能を充足するためにどのような手法が可能なかを検討していく必要があります。

(委員長)

- ・従来、福祉分野では生活の場の支援を行ってきたが、近年では児童発達支援センターのように医療を提供する機能も求められるようになった。
- ・以前は周辺市でもこうした施設はなかったが、大きな運営母体が進出することにより、それに伴うかたちで特別支援学校の開設等にもつながった。この件は医師会も含めた医療

分野と福祉分野とが連携して議論していかなければならない事柄である。今後の計画でも継続して目標として掲げてもらえたらと思う。

(委員B)

- ・医療的ケア児を養育する家族のレスパイトについてはどのように考えているか。
- ・また、第3次障害者計画の目標の「生活環境」のうち、道路の段差解消と点字ブロックの設置が同じ項目に掲げてあるが、別物ではないか。市内を見回してみると役に立たないような箇所に点字ブロックが多く設置されている。車イスの人にとってみれば、役に立たないような点字ブロックは撤去してほしい。
- ・それから、避難行動要援護者台帳の整備について、災害が発生した時に支援者が初対面となる要援護者を果たして支援できるのか疑問に感じる。
- ・さらに、移動支援を担うヘルパーも不足しているので力をいれて取り組んでほしい。
- ・また、言語聴覚士による訓練にしても、あちこちの病院で訓練を受けているようなので、市内の病院が連携しての取組が進んだらありがたいと思う。

(委員長)

- ・レスパイトの件と、段差解消と点字ブロックの件、避難行動要支援者の件、移動支援のヘルパーの件、言語聴覚士と病院との連携の在り方等あったが、事務局から何かあるか。

(事務局)

- ・医療的ケア児のレスパイトに直結しないかもしれませんが、今年度から、重症心身障害児に該当しない医療的ケア児を受け入れる事業所を支援する独自事業を実施しており、より積極的な受入が進むよう取り組んでいるところです。レスパイトについても母子保健部門と協力して検討していかなくてはならないと考えています。
- ・段差解消と点字ブロックについては、次の計画では実態に即した成果目標となるよう道路管理部門と検討したいと思います。
- ・要援護者台帳の整備については、日頃から要援護者の情報を支援者に提供には、個人情報の提供に関する本人同意が必要ですので、現在は同意確認作業を進めています。次の段階としては個別避難計画の策定になりますが、簡単には進まないとは思いますが、考え方として計画に挙げておくことは妥当かと思います。
- ・移動支援のヘルパーの確保については、現計画の振返りの中で専門職の確保を課題として挙げています。現在は地域生活支援拠点の取組の中で、ガイドヘルパー研修を圏域内の事業者は受講できる体制にありますので、積極的には活用いただきたいと思います。

(委員C)

- ・現在の計画を振り返っての課題として、満足度を上げるとしている点はよいと思う。
- ・計画の振り返りの中で「発達に支援や配慮が必要な児童への支援と家族支援」が課題に挙がっているが、私が仕事柄感じることは、知的障害も同様だが、発達障害があるかもしれない児童を養育する家族はつらい思いを抱えて生活されており、どのように家族支援を

すべきか苦慮している。

- ・教育分野では、担任が保護者に呼び掛けることはできても深くは入り込めないのも、福祉分野で何とかしてもらいたい。相談支援専門員にモニタリング等の折に家庭に入ってもらっているがそれでも限界があるので、より連携していけたらと思う。
- ・このことに関連するが、障害福祉以外の分野との連携体制の充実とは、具体的にどのようなものをイメージしているのか。教育分野でも連携を図るためケース会議などで多くの機関に同席をお願いしているが、それだけでは不足していると感じている。
- ・また、災害時における要配慮者への支援に関しては個別計画の策定を進めてもらいたい。障害福祉に携わる福祉課の職員に重症心身障害児や医療的ケア児がどんな生活をしているのか見てほしい。実際に避難しようとしても医療的ケア児は機材が多く、それらを運んで避難することは母親一人では絶対に無理である。早く何とかしてほしい。

(委員長)

- ・発達障害児への支援の件は日頃の状況報告、災害時の個別計画の件は要望と捉えてよいか。障害福祉以外の分野との連携については事務局から回答いただきたい。

(事務局)

- ・現在は、障害福祉や高齢者福祉、教育、母子保健など、それぞれの分野がそれぞれに取り組むを行うといった社会構造だと思います。このことは行政だけでなく事業所や関係機関等もそうではないかと思います。
- ・まずは顔が見える関係が必要だと思いますので、自立支援協議会の障害児支援部会で障害福祉以外の分野から参画いただくようにしましたが、それと同じように、様々な分野の関係機関が定期的に協議を行う場の構築から始めることができたかと考えています。

(委員長)

- ・先般、県の人権同和対策委員会において、担当部署だけでなくより裾野を広げて、医師会や弁護士会、司法書士会、障害福祉、教育、青少年、警察など、垣根を越えて年に数回の懇話会を行おうという議論になり、そこで人権にかかわる差別や虐待などについて話をしていこうということになった。委員会組織ではなく懇話会になるが、そうした場では日頃思いつかないことが判明することもある。組織といえども最終的には人と人のつながりが重要である。どこがファシリテーターをとるかは別問題として、それぞれの部署に声を掛け合い、様々な分野が連携することでこれまでに見えなかった解決法も浮上してくるのではないかと。

(委員長)

- ・私の方から一点だけ。達成度は○△×の評価となっているが、最近はエビデンス評価という考えもあるので、より可視化するため、例えば10段階評価にするなど検討いただきたい。これにより△のファジーな部分の達成状況がより明確になり、今後の対策の検討に役立つと思う。
- ・その他、項目が多いところは何かを重点目標とすることで地域性が出てよいかと思う。

(委員 B)

- ・第 3 次障害者計画の目標に「障害のある人との意見交換会の開催」とあるが、これは障害のある人と誰との意見交換会なのか。

(事務局)

- ・市内の障害当事者団体と市長との意見交換会を指しています。

(3) 第 4 次障害者計画および第 6 期障害福祉計画の骨子案

(事務局)

- ・新しく策定する第 4 次障害者計画の骨子案についてご説明します。
- ・障害者計画は、市の障害福祉の全体的な方向性を示す計画であり、国の「障害者基本計画」に沿って策定することが求められています。
- ・国の障害者基本計画は、H30 年 3 月に閣議決定された第 4 次が最新のものになります。
- ・基本理念は「共生社会の実現に向け、障害者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援」です。ポイントは「共生社会の実現」、「社会参加」、「能力を最大限発揮して自己実現」の 3 つです。
- ・この基本理念を受けて、国の計画では 11 の基本的方向を定められており、第 4 次障害者基本計画から「意思疎通支援」と「虐待の防止」、「意思決定支援の推進」が新たに追加されています。
- ・これに沿って本市の障害者計画を見直すことになりますが、骨子案は第 1 章から 4 章で構成し、1 章では「策定にあたって」と題して計画の趣旨や位置づけ、計画期間などの基本的なことを、続く 2 章では、人口や障害者数の推移など「市の現況」を示すこととし、第 3 章では「計画の体系」として、基本理念と基本目標を設定します。
- ・基本理念は、これまで伊万里市では一貫して「支えあい自分らしく生きるまち伊万里」を掲げています。障害者基本計画の基本理念は「共生社会の実現」「社会のあらゆる活動に参加」「自己実現」の 3 つがポイントと申しましたが、このうち共生社会は「支えあい」、社会参加と自己実現は「自分らしく生きる」で表現できていると考えますので、第 4 次計画でもこの基本理念を継承して取り組んでいくこととしたいと考えています。
- ・続く第 4 章では、基本施策を掲げ、障害福祉の方向性を 7 項目に分けて示すこととし、国の障害者基本計画の基本的方向をできるだけ包含するよう策定したいと考えています。
- ・資料では国の基本的方向と市計画で予定している基本施策の対応を示しています。
- ・現段階では骨子案の段階であり、加えることができそうな施策や、逆に役割を終えた施策もあるかもしれませんので、これから皆さんと共に項目を充実できたらと考えていますので、今のところはイメージとしてご覧いただけたら結構です。

- ・続いて、第6期の障害福祉計画の骨子案です。こちらは障害者計画の実施計画的な内容になり、国が示します「基本指針」に沿って策定します。
- ・国の基本指針は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」といいまして、本年5月に厚生労働省から告示されています。
- ・障害福祉計画に関連する内容としまして、「市町村障害福祉計画（障害児福祉計画）の作成に関する事項」という項目があり、そこで市町村が計画を策定するときに定めなければならない事項等が示されています。
- ・「定めなければならない事項」は、内容は大きく2つあり、R5年度末までに何をどのような状態のもっていくのかという数値目標と、障害者や障害児への福祉サービス等の必要な見込量を示すこと、これらが必ず計画に定める必要がある項目になります。
- ・「定めるよう努めなければならない事項」としては、福祉サービス見込量の確保のための方策と、医療や教育等の関係機関との連携方法の2点が努力義務とされています。
- ・また、「盛り込むことが望ましい事項」としては、基本理念や計画期間、点検・評価方法の3点が定められています。
- ・これらに沿って市の計画を作るわけですが、骨子案では1章から3章に資料編を加えた構成を考えており、必ず定めなければならない事項である成果目標とサービス見込量は第2章で定めることとしたいと考えています。
- ・第3章に「計画の推進体制」として、点検・評価の実施方法を挙げていますが、これは現計画には位置づけていない取組みであり、現時点で明確な手法は未定ですが、進捗を確認する仕組みの必要性はみとめられますので、他市町の事例を参考に、どのような手段があるのか事務局で検討したいと思います。
- ・計画の大枠については以上ですが、国の基本指針と障害福祉計画との対応について、基本理念と成果目標の対応を示しています。
- ・ほぼ国の指針と同じ構成を予定しており、新たな項目としては、基本理念に「人材の確保」「障害者の社会参加」を加えることとし、目標には「相談支援体制の充実・強化」「障害福祉サービスの質の向上」を、それぞれ追加しようと考えています。いずれも現計画を振り返る中で課題となった事柄であり、項目としての追加は妥当かと考えます。
- ・目標値についても、ある程度国から指針が示されており、内容は資料に示すとおりです。市の計画の目標案はこれに即して設定しており、現計画に掲げる目標値をもとに、現在の状況に合わせ修正したものになります。

（委員長）

- ・国の障害者基本計画では、基本的方向に「国際社会での協力・連携の推進」という項目があるが、障害者計画の基本施策案には含まれていないようだ。これを省いた理由は何か。

（事務局）

- ・ご指摘のとおり、骨子案では国際社会の協力の項目は含んでいません。市の障害福祉施策

の中で具体的に取り組む具体案がこれまでに見いだせていないことから、今のところ骨子案には位置づけていません。

(委員長)

- ・冒頭の市長あいさつでは、多様性のくだりの中で外国人にも触れられていたのでご検討いただきたい。

(４) その他

(事務局)

- ・今後のスケジュール案について申し上げます。
- ・まず市民意向調査としてアンケートを 7 月から実施しています。今後、集計と分析を行い、参考として結果を皆さまにお知らせします。
- ・本日は事務局が作った骨子案をお示ししました。いただいた意見やアンケートの結果を参考に事務局で素案を作成します。
- ・その素案を 12 月に予定します第 2 回策定委員会でお示しし、意見をお伺いしたいと思います。
- ・その結果をもとに原案を作成し、パブリックコメントで市民の方の意見をお伺いすることとします。そこで寄せられた意見をもとに、必要に応じて修正した案を 3 月に予定しています第 3 回目の策定委員会でお示しします。
- ・そこでいただいた意見をもとに再度修正を行い、これを最終案とします。この策定委員会の役割は、この時点でいったん終了となります。
- ・最終案は市長に提案し、決裁をもって本市の障害者計画、障害福祉計画として決定することとなります。

(委員長)

- ・今後、12 月と 3 月の 2 回、実際にお会いしての会議となるのか、遠隔での会議になるのかというところだが、我々委員に課せられているのは、第 3 次障害者計画および第 5 期障害福祉計画の結果を踏まえた上で、計画をいかに作り上げていくかということである。
- ・それぞれの当事者の方がどのように困っているかということは把握しづらく、その困り度がわからないという点が一番の問題であるので、各委員はそれぞれの団体の代表として代弁し、それを計画に反映することで、国の政策との整合において前に進んでいくことにつながっていくと考えるので、各団体の責任と自覚を新たにしていきたい。
- ・障害のある人が伊万里に住んでよかったと思えるような計画を作っていけたらと思うので、引き続き、忌憚のない意見をお願いしたい。